



当院は身体的拘束の

最小化に取り組んでいます

【身体的拘束等適正化に関する基本的な考え方】

身体拘束は、患者さんの自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

また、身体的拘束最小化に向けては、定期的に身体拘束最小化チームが介入し常に身体拘束の解除に向けた取り組みを行っています。

患者さんの **尊厳** と **自由** を大切にした
医療・看護を目指しています。

しかし…身体拘束はやむを得ず検討が必要となる場面もあります

【緊急・やむを得ず身体拘束を行う要件】

患者さんの生命または身体を保護するための措置として、次の3要件(切迫性、非代替性、一時性)をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を実施する場合があります。

3要件

- 切迫性：身体拘束がなければ、患者さまや他の患者さまの生命の危険が高い
- 非代替性：身体拘束以外に切迫性を除くよい代替方法がない
- 一時性：身体拘束が一時的で必要最低限の期間を超えて行われないこと

【緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意】

上記の3要件に該当した場合、医師と看護師を含む多職種で身体拘束の必要性や方法を検討します。医師は必要性と方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

【身体拘束廃止・改善のための職員研修】

医療に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員研修を実施しています。

◇拘束による患者さんの心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し

「本当に必要か？」と問いながら、拘束しないケアの提供に努めています。